

施設(事業所)から保護者への通知例

令和 年 月 日

各支給認定保護者の皆様

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の名称

施設型給付費等の額に係る法定代理受領について

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和 年度の実績を御報告するものです。

(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

〈各月ごとの年齢別の施設型給付費の額〉

	乳児(0歳児)		1, 2歳児	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
4月	402, 240	0	6, 857, 340	344, 190
5月	602, 490	0	6, 958, 460	572, 200
6月	803, 320	0	6, 722, 580	572, 200
7月	1, 204, 620	0	6, 247, 640	800, 660
8月	1, 805, 580	0	6, 475, 150	571, 150
9月	2, 403, 480	0	6, 457, 000	683, 400
10月	2, 404, 680	0	6, 345, 000	684, 000
11月	2, 456, 040	0	6, 116, 430	698, 100
12月	2, 863, 420	0	6, 229, 080	697, 260
1月	2, 863, 420	0	6, 109, 290	697, 260
2月	2, 864, 680	0	5, 634, 360	930, 400
3月	3, 685, 280	0	6, 882, 000	1, 070, 320

	3歳児		4歳児以上	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
4月	1, 752, 250	66, 590	2, 410, 650	400, 560
5月	1, 754, 000	66, 300	2, 557, 440	298, 680
6月	1, 814, 800	66, 300	2, 450, 880	398, 240
7月	1, 813, 240	66, 240	2, 448, 120	447, 480
8月	1, 809, 340	66, 090	2, 600, 430	297, 420
9月	1, 870, 020	131, 520	2, 637, 000	295, 440
10月	1, 942, 080	131, 720	2, 483, 480	345, 380
11月	1, 974, 560	133, 880	2, 630, 320	250, 500
12月	1, 970, 640	133, 600	2, 677, 000	199, 840
1月	1, 970, 640	133, 600	2, 677, 000	249, 800
2月	1, 902, 690	200, 670	2, 681, 500	250, 250
3月	2, 354, 520	240, 210	3, 359, 370	247, 400

	満3歳児	3歳児	4歳児以上
	教育時間	教育時間	教育時間
4月	0	968, 640	1, 575, 490
5月	0	968, 640	1, 575, 490
6月	484, 320	484, 320	1, 575, 490
7月	916, 920	687, 690	1, 484, 980
8月	1, 136, 120	698, 670	1, 294, 800
9月	1, 153, 080	474, 260	1, 320, 240
10月	1, 386, 100	678, 240	1, 462, 930
11月	1, 920, 030	666, 270	1, 433, 670
12月	1, 920, 030	666, 270	1, 433, 670
1月	2, 178, 480	666, 330	1, 419, 810
2月	2, 689, 600	650, 280	1, 396, 360
3月	3, 258, 090	715, 800	1, 535, 030